



教職員レッド・ページ概要ノート（その2）：
山形県における教職員レッド・ページ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003182

教職員レッド・ページ概要ノート（その2）

—— 山形県における教職員レッド・ページ ——

明 神 勲

一. 辞職勧告の概要

1949年10月18日、山形県教育委員会（以下、県教委）は、19名の教員に対し県出張所、校長をつうじ一斉に辞職勧告を行った⁽¹⁾（但し、東南置賜管内は19日）。

この際に、①10月22日午前10時までに辞職願を提出すること、②勧告を拒否し期限内に辞職願を提出しない場合は官吏分限令第11条により休職を命ずる旨が通告された。山形の場合、整理（不適格）基準は公表されず、勧告の際も該当者に対してさえその処分理由は一切明らかにされることがなかった。例えば、「該当の一人小池県教組委員長は“法的になんら根拠がないのに、いかなる理由に基くのか」と原田副所長に詰め寄ったが“理由は教育長か教育委員長に聞いてくれ」と逃げた⁽²⁾り、村山ひで氏の場合「あなたの教育が悪いとか、学校での事務が悪いとかいうことは一切ないんだ、とにかくこれは、至上命令みたいなもので、上からの伝言です。……退職していただきたい⁽³⁾」といった状況である。県教委はその後も、県教組の勧告理由を明示せよという要求を拒否し、県PTA総会（10月22日）、県議会（10月24日）における勧告理由明示の要求に対しても松沢委員長は「勧告理由は新聞に出ている程度で官庁事務の都合によるものだと教育長からきいている⁽⁴⁾」（県PTA総会）、「今回の辞職勧告については、事務の都合により万やむを得ずとした措置であることを了承願いたい⁽⁵⁾」（県議会）と答弁するのみで遂にその理由を明示することがなかった。「当局は理由はいえぬといっているが、かかる理由のない理由で退職しなければならないものか、われわれは承服できない⁽⁶⁾」という被勧告者たちの怒りは当然であり、彼らは「理由のない理由」という反論・防禦策を奪われた理不尽な形で退職を迫られたのであった。

被勧告者の内訳は、学校種別では小学校9名、中学校8名、高校2名、男女別では男17名、女2名で、このなかには県教組委員長・県労会議議長・小池九四郎氏（中川中学校校長）、山形市教組副委員長兼書記長・鈴木善治氏（山形四小）、北村山郡青年部長・鈴木千里氏（楯岡小）、県高教組前書記長・笹井正雄氏（山形女商高）らの組合幹部を含んでいた。

19名は「党費未納のため自然脱党の形となっているものも数名ある模様⁽⁷⁾」であるが「ほとんど共産党である⁽⁸⁾」と報ぜられていた。

二. レッド・パージに至る過程

(一) 山形地方軍政部の教組活動への干渉

1948年には教職員組合に対する地方軍政部の干渉・弾圧が各地で顕著にみられるようになった。埼玉地方軍政部が組合役員を軍事法廷に召喚し組合の役員改選と方針変更を強要し「応じなければ埼玉教組を解散する」と恫喝し全国的に注目を集めた埼玉事件(1948年4月～7月)をはじめ北海道、秋田、群馬、神奈川、東京、長野等においてみられた地方軍政部の干渉・弾圧は、教職員組合の目的、性格、組織の変質を強要するもので教組の弱体化、職能団体化そして1949年に前面にだされこの年には萌芽としてみられた反共化を狙いとするものであった。この時期の教組攻撃の特徴について「埼玉では、当時県教組の当の交渉相手となっている細谷教育部長は……軍政部との関係で教組と対立する姿勢では共通のものがあつたし、このことはどこの府県にもあてはある一般的状況ともいえるでしょう。従って長野の場合も埼玉の場合もこの軍政部劇の演出者は、軍政部のリー(長野地方軍政部教育部長——引用者)でありケーリー(長野地方軍政部教育担当官——引用者)でありピーア(埼玉地方軍政部教育課長——引用者)であると同時に馬場源六(長野県学務課長——引用者)であり、細谷健治であつたともいえます。それは、占領政策の方向転換に伴う労組弾圧の一環であると共に、自主性も自立性も失つた事大的な姿勢で教組の前に県民の前に立ちはだかつていたところに、問題を一層深刻化する原因があつたといえよう」⁽⁹⁾という指摘がある。

山形では県教組の組合長、副組合長、情宣部長が現場復帰を命ぜられ更迭されるという山形事件(1948年2月)がおこされている。この事件の背景について次のような指摘がある。

「県学務課長Sは軍政部のボーガス課長をバックにして専横の限りをつくし、その余波で組合弾圧、組合というより県議の柿崎(県教組出身の社会党県議——引用者)に喧嘩をうって来たという方がよいかも知れない。ボーガスに余程うまくやっているし、それに英語が達者ときているから部長も知事も手出しができない。

Sは独身の課長で女たらしで私生活にはとかく評判があつた。……悪商人と結託してリベートをとるし、人事は不公平に自分の好みでやるし手がつけられない。そして組合のこととなると口ばしを入れてくる。

その度毎に執行委員会をもって対策を練り交渉すると、必ずといってよい位ボーガスの所で交渉を受ける。われわれが強いことをいうと、側にいるボーガスから「貴方は教員として適格でない。などといわれる。柿崎県議も議会で問題にすると、ナン司令官から一寸来いといわれ発言を封鎖される」⁽¹⁰⁾

このように山形事件は、軍政部の直接干渉というより「県庁の一幹部が、組合役員に対するその恣意的な判断を、占領軍の『権威』を背景に押し通したという特異な事件」⁽¹¹⁾であつたといえよう。

他方、1948年の9月から10月にかけての教育委員選挙においては全国各地でみられたように直接的な干渉が加えられることになった。県教組は3名の推薦者をたて活発な選挙運動を組織した結果、全員の当選が有力となり、そのうちの1名は最高点当選確実といわれていた。しかし、次に述べるような軍政部による干渉により全員立候補取り下げを余儀なくされ「占領下組合運動の悲劇」⁽¹²⁾を味わうことになった。

「山形軍政部のボーガスは、

一. 完戸(最高点当選確実といわれた教組推薦の立候補者——引用者)は教育委員としては不適

任である。これは私の体験から言うのである。

二. 資格についても再調査する必要がある、また材料もある。

三. 組合推薦であるから日教組のヒモ付きとなり、日教組の共産勢力に動かされるようになるという意味の談話を幾度となく発表した。28日完戸、梅津、揚妻の三名は遂にナン司令官に呼ばれた。

『君達はよしんば当選しても委員にはさせない。立候補をやめろ』と命令された。軍政部の圧力を笠に県側からも善処してもらいたい、との強い要請が幾度も出された。事務所は数日間、いい知れぬ苦悶につつまれた。情勢を種々検討した結果、遂に10月1日、涙をのんで辞退を決意するようになった。県教組執行委員会も論議の未採決、組合推薦を取り消すことに決定した⁽¹³⁾

(二) レッド・ページの端緒

1948年より顕著になった地方軍政部による教職員組合への干渉・弾圧は、1949年に至り反共と共産党攻撃という性格を鮮明にする点に大きな特徴があった。レッド・ページはその極点であったがそれ以前にレッド・ページの端緒となる弾圧、事件が各地でひきおこされている。

山形におけるそれは、1949年4月の師範学校卒業生の不採用事件と6月の前進座事件であった。

(1) 師範卒業生不採用事件

県教委は1949年3月31日付で山形師範学校卒業生の採用者発表を行ったが、そのなかで小竹輝弥、柏谷典男、大沼敦、井上みよの4名が不採用（就職停止）とされていた。その理由について秋山教育長は「学生生活における態度が教育者に適しないと認めたからだ⁽¹⁴⁾」と語ったが、4名は自治会の三役および活動家であった。4月5日、師範自治会との交渉で4月より新任の塚原主計教育長は「このたびの新卒4名を不採用としたが、現職教員の中にも思想傾向が悪いものがあるのでなるべく早い機会に整理する⁽¹⁴⁾」と語り、不採用が思想傾向によるものであることを認め現職教員のレッド・ページをも示唆していた。

(2) 前進座事件（名和事件）

前進座事件とは、共産党村山地区委員会主催の前進座公演にあたり組織としてこれを後援することを決定した山形県高教組の役員、組合員が、招待券を教員、生徒に配布したことをもって教育基本法第8条第2項違反として免職・譴責処分に付された事件である。

県高教組は、前進座公演の後援を中央委員会で決定しその業務を名和書記次長が担当することとした。名和書記次長は市内各高校の組合員に招待券を配布し自校の演劇部の生徒にもこれを配布した（5月24日、25日）。これに対し県教委は、まず教育基本法第8条第2項違反を理由に名和書記次長を登壇停止処分に付し（5月29日）、さらに6月28日には懲戒免職処分に付した（他に、招待券を教員、生徒に配布した各校の組合員5名を教育基本法第8条第2項違反で譴責処分、当該校長5名を監督不行届で譴責・戒告処分）。県教委は6月28日声明書を発表し名和書記次長処分の理由を次のように説明している。

「日本共産党村山地区委員会が5月28日山形市で同党5千万円資金獲得のため、党員と支持者を招待した前進座観劇の招待券を、共産党員である名和教官が教員の身分において、24日校長の承認を得ないで早退し、山形市内の教員、生徒を通じて配り、割り当てられた考査監督を校長の承認なしに放棄し同校で招待券を生徒に配布した。このため同校長を通し教育長より授業停止命令をうけ

たがこれに従わず6月1日、3日の両日授業を行なった。この行為は教育公務員たるものが特定政党支持の政治的活動をなしたもので、教育基法本第8条第2項に規定する教育の中立性を侵し、道府県職員服務規律第1条違反と認められる」

県高教組が文化活動の一環として組織として取りくんだ活動を共産党員個人の政治的活動に歪曲して描いた上で、教育基本法第8条違反の名で処分するという反共的意図がこの事件の根底にあった。

また、この事件の表面には県教委が立っていたが、その背後には地方軍政部ボーガス教育課長が控えていた。この事件のそもそもの発端は、ボーガスが5月25日に塚原教育長を呼びつけ名和氏の即時罷免を指示したことにありとされている。その後もボーガスは、教組等の激しい抗議で動揺し混乱した教育委員会に臨席したり、県高教組委員長、執行委員を出頭させ「前進座事件について種々調査し、事態を收拾しろ、もし事態收拾の能力ない場合は教員を罷免すると脅迫」⁽⁴⁵⁾したりして終始背後から動揺する教育委員会を支えていたのである。

そして、このことをボーガス、県教委が初めから意図していたかどうかは別にして、結果として県高教内に動揺と対立がおこり県高教組は急速に反共、右傾化の方向を歩むようになる。当初、県高教組執行部は、これを不当弾圧として県教組、県労会議、国鉄、全通、共産党などの労働組合、政党と共に教育防衛会議を組織し「この問題を放置するならば、進歩的教員の首切りが行われ、教育がますます植民地化される」として県教委への抗議、交渉、宣伝活動を積極的に組織した。それは県教委が当初6月1日に予定していた処分を1ヶ月近く引き延ばす程の抵抗力を有していた。しかし、当の県高教組内にかねてより執行部の方針を左翼偏向と批判する勢力が存在し、これにボーガスの組合幹部への脅迫、県教委の「組合が共産党の手先になっているが如き宣伝」⁽⁴⁶⁾、マスコミの偏向的報道が加わり動揺、対立が激化し、臨時大会の流会（6月25日）、組合費上納凍結・集団組合脱退による事実上の分裂、執行部総辞職（7月2日）という事態に至る。その後もボーガスは「絶えず執行部の活動を監視し、行動報告を義務づけ、再三書記長を召喚して運動方針の全面的変更を要求し要求を無視するならば組合解散も辞さない」⁽⁴⁷⁾との脅迫を続けていた。こうしたなかで県高教組は「執行部に課せられた任務はもはや闘争ではなく、いかにして組合を再建していくか」⁽⁴⁸⁾という状態におこまれ、9月3日の臨時大会では「一、左翼組合主義的政治闘争から生活権擁護の経済闘争への運動方針の転換、二、県労会議、地区労、教育産業防衛委員会からの脱退、三、名和問題に関する一切の決定事項の否認（7月2日の臨時大会で名和氏の組合員としての資格を認め救援規定の適用、救済運動の続行を決定していた——引用者）」というボーガスが強要し2ヶ月後に日教組が塩原大会で採択した反共・右旋回路線を決定した。こうして1949年春以降、日教組内で左派としての旗色を鮮明にしていた執行部は壊滅し、また、この事件の当初進行していた県教組との単一化の動きも頓挫し、一転して北海道、宮城等と共に日教組脱退、全国的な高教組結成という教育労働戦線分裂の方向に進むことになった。

前進座後援問題をめぐって県高教組、県教組をはじめ県の労働戦線の総力をあげての1ヶ月余にわたる闘争も地方軍政部、県教委の厚い壁にぶつかり処分の強行、県高教組の内部対立の激化と弱体化という結果に終らざるを得なかった。前進座事件は3ヶ月後のレッド・パージの前哨戦ともいえる闘争であり、このような結果がレッド・パージに対する教員の意識、県教組の対応に少なからぬ影響を与えることになったと思われる。

(三) レッド・ページの準備過程

レッド・ページの準備過程については「県教委では月はじめリストを作って県職員委員会にかけ、その答申をまって去る17日委員協議会をひらき、ここで最終的な決定を行って18日朝全県一斉に勧告を発した」⁽¹⁹⁾と報ぜられているが、その詳細については不明である。しかし、当時の塚原教育長の次の回顧談はその一端を語っている。

「私10年おったからね、やっぱり忘れ難いことが4つ5つあるんですよ。24年10月にレッド・ページの問題、97名きたんです。いやもう血の出るような苦勞をした。

……それでも助けられるものは全部助けたんです。これがまあ、いまになっても非常に気持ちのわるい思い出です。

一体なんのためにあんなことやられたものですかね。いかに進駐軍の命令とはいいながら、思想の自由が保障されてるのにやったわけなんです」⁽²⁰⁾

ここでは、辞職勧告の本質が「進駐軍の命令」により「思想の自由が保障されてるのにやった」レッド・ページであり、それ故に「いまになっても非常に気持ちのわるい思い出」であることが当事者の口から卒直に語られている。さらに、追放リストについても、「進駐軍」から当初提示されたものが97名であり、このなかから「助けられるものは全部助け」（共産党員以外の者をリストから削除——引用者）最終的に21名⁽²¹⁾に削減したことが知られる。

このリスト削減の過程に県高教組は「執行部はその犠牲を最少限にいとめるだけで精一杯であり、党員だけに限定し、同調者の犠牲を免れ得た」⁽²²⁾という形で関与していた。

三. 山形県教組の対応

(一) 県教組の対応

県教組は、レッド・ページが予想されるなかで10月11日中央防衛委員会（県教組執行部と各支部支部長で構成）を設置しレッド・ページ反対の決意書を発表していたが、辞職勧告直後の10月20日「▽辞職勧告は不当なものとして県教委に撤回を申入れるとともに理由追求を徹底的に行う ▽反対声明書を出す ▽勧告を受諾するか、拒否するかは各個人の自由意思にまかせる」⁽²³⁾という方針を確認した。さらに10月24日には次のことを決定している。

「一、長期的な闘いであることを認識する。二、監督者並びに地方議員に対して積極的に啓蒙してゆく。問題がおきた場合だけでなく絶えず接触してゆく。三、組合という立場からばかりでなく、教育者としての教育的良心よりはっきりと教育政策をうちだして闘ってゆく。四、他の日常闘争、要求と結びつけて闘ってゆく。五、国内、国際の分析と宣伝啓蒙を活発にする。六、校長会、上席と組合幹部との懇談会をもって隘路をのぞいてゆく。七、共同闘争は他労組と提携してやってゆく。八、PTAの会合に組合の線を入れてゆく。九、今次不当弾圧は法廷闘争までもやってゆく覚悟をもつ。十、今後校長の監督権がおかされることのないよう申し入れをする」⁽²⁴⁾

11月24日は、辞職勧告を拒否した者への休職処分発令の日であったが、これは彼らに具体的闘いの展望を与えることなく間の抜けた及び腰の方針であった。県教組は声明書の発表、県教委交渉などを一応は行ったが、被追放者たちを励まし反対運動を組織していく点では極めて消極的であった。

これについて被追放者の一人である鈴木善治氏は次のように指摘している。

「執行委員会は『たたかえば組合は分裂するおそれがある』といって権力の弾圧をはねかえす闘いをサボリ『組合を守るために闘いをしない』という敗北主義に陥ってしまいレッド・ページによって教員の身分が剥奪されると同時に組合員の資格を自動的に消滅させ、該当者に対する救援体制すらとろうとしない冷ややかさでありました」⁽²⁵⁾

また、村山ひで氏も次のように怒りをこめてそれを指摘している。

「わたしは夕方から山形の組合を力にして、でかけた。しかし力にした組合も、これは、しばれただけ、しばった人数だから、一応見送るよりほかあるまいという、冷たい姿勢にかたまっていた。わたしは、ぼうぜんとする。ある幹部に、

『先生、労働運動にこんなむごい弾圧が加えられたとき、一体組合はこの情勢の中で、どんな闘いの方があるのですか。世界の労働運動の中で、また戦前の日本の労働運動の中のその経験をわたしたちのこの弾圧に生かして闘って下さい』必死の力でたのむ。

『ぼくには、そんなことはわからないさ。たこが危険におそわれると、まっ黒い墨を流して敵をくらましてにげる、この戦術だけさ』

その幹部の答えは、こういうものだった。

わたしは組合に流れている、この空気に耐えられない苦痛をかんじて、広野にひとりどりのこさられたようなかなしみにつつまれた。わたしたちのつくった組合とは、首になる同志にはこんな冷たいうちをする組織だったのだろうか。

……労働者が、仲間の首キリをする“首切り役人に手をかすのか！”“首切りは働く者にとって死刑ではないか！”私は押えられない怒りを感じた」⁽²⁶⁾

「やがて、県教組は22名（19名が正しい——引用者）のページの教師を召集した。

……ある執行委員がわたしをよびとめて、

『村山さん、どうするまず』とこえをかけてくれたが、わたしはそんなことをいわずに組合の態度がまず情けなかった。

『どうするまず』でなく組合は『こうして闘うんだ』とわたしたちをはげましてくれなければならないのではないのか。

……県教組はページ組を召集して生活状態をくわしく調査しても、なんら積極的に闘う決意はなく、どの執行委員もにげごしで僅かばかりの救援資金をだすだけでお茶をにごした。そこには組合という組織の筋金はすでになく、5人の子どもの母である一女教師の生活権と、教師の良心と思想を冷たく、傍観するだけだった」⁽²⁷⁾

(二) 小池委員長の辞任

11月5日に県教組第10回中央委員会が開かれ、中央防衛委員会の決定確認、日教組第6回臨時大会（塩原大会）議案審議と代議員の選挙を行った。これに先だち、レッド・ページされた小池県教組委員長が「委員長の信を組合員に問う」という以下のような緊急提案を行った。

「組合内部のモヤモヤを払拭するために、自分の考えを組合員に示すときが来たと考える。現在私は次のようなことを考えている。

- 一. どんなことがあっても組合の組織は守らなければならない。
- 二. このような情勢下において委員長は常に堂々としていなければならない。
- 三. 労働組合の委員長として敗北主義に陥ってはならない。

私が4月委員長に就任してからの行動は大会決議に従って忠実に執行して来たつもりである。委員長としての職務上組合にマイナスをもたらしたため退かなければならぬ何らの理由ももっていない。ただ組合内部に私に対して「赤——委員長——休職、ということからモヤモヤした空気があることを感知している。

こういうことで今後の組合活動が停滞することを一番心配する。私は組合員の公正なる判断によって進退を決するのが組合を割らずにゆく所以であると思ひ、全組合員に信を問うことを承諾願いたい」⁽²⁸⁾

この提案は、採決の結果39票対9票、保留1票で可決され組合員の全員投票によって信任、不信任を決定することになった。11月26日にその結果が発表されたが、総投票7,929票、信任2,169票、不信任5,610票、無効150票で不信任が3分の2以上を占め、小池委員長は辞任をした。

なお、この間に開かれた日教組塩原大会（第6回臨時大会、11月11日～13日）において、右旋回の議案に対し山形の代議員10名（小池委員長も含む）は全員保留の態度をとり見識を示した（賛成394、反対40、保留40。反対は秋田、新潟、京都、保留は山形、富山、高知）。

後任委員長選挙は、日教組の右旋回路線に批判的な書記長の田中新治氏と右旋回路線に同調する後藤信一氏との間で争われたが、5,069票対3,254票で左派と目された田中氏が圧勝し新委員長に就任した。県教組はレッド・ページによって急速に右旋回することなく日教組内で左派としての立場を堅持したが、これは翌年5月の第8回定期大会においても示されている。

(三) その後の県教組

日教組は琴平大会（第7回定期大会、5月1日～3日）において総評準備会加入を決定したが、この問題は山形県教組第8回定期大会（5月27日、28日）においても論議の焦点となった。大会では県労会議脱退の緊急提案を多数で否決した後、総評の評価をめぐる激論が交され、最終的に以下の方針を賛成239票、反対79票の絶対多数で承認し、同時に「総評脱退を日教組に要請する件」を可決した。

- 一、日本労働組合総評議会（総評）は労働者の闘う組織の統一方式としては極めて偏狭であり、全ての労働者にとって利益とはならない。
- 二、戦争反対は、全面講和を闘うべき日教組は総評加入によってこれを闘いとすることは出来ない。
- 三、総評の基本綱領では言論、思想、結社の真の自由が認められていない。

しかし、県教組は3ヶ月後の9月2日の中央委員会で「朝鮮動乱をめぐる最近の国際・国内情勢下における県教組の立場を明確にし、われわれの意志とは全く反して巷間にいろいろと誤解されている県教組の色彩云々を一掃」⁽²⁹⁾する為、9月30日に臨時大会を開くことを決定した。この背景に、公務員、公企体職員、教職員に対するレッド・ページの政府方針があったことは明らかである。1950年8月24日付『朝日新聞』はこれについて次のように報じている。

「政府は国家および地方公務員だけでなく、教職員をはじめ公共性をもつ事業全般から共産党員とその同調者を追放することとなった。吉田首相から準備を命ぜられた大橋法務総裁と岡崎官房長官は23日、協議の結果、政府の「赤」追放の根本方針を『公共性を有する事業の中においては共産党員およびその同調者は現状からみて不適格である』とすることに内定、さらに追放の適用法規は国家公務員については公務員法第78条第3号を適用し、その他もそれぞれ職種別に適当な措置を講ずることに大体意見が一致した」

9月30日に開かれた第9回臨時大会では、「極左的傾向ある如く社会的に非難されて来た」県労会議からの脱退、前大会において可決した「総評脱退を日教組に要請する件」の撤回を絶対多数で可決し、基本方針に「如可なる暴力主義にも反対」（具体的には共産党排除の意——引用者）を盛りこんだ。「県教組の色彩云々」という「県教組にとって迷惑千万な巷間の誤解を一掃するため」（執行部提案理由説明）にとられた反共・右旋回路線への方向転換であった。

四. 被勧告者の対応と闘い

辞職勧告をうけた19名中、これに応じたのは6名のみで残りの13名はこれを拒否し抗議、闘いの意思を示した。県教委は10月24日、勧告を拒否した13名を休職処分に付した。

これに対し6名が教育公務員特例法第15条による「意に反する不利益処分に関する審査」を請求し処分の取消しを求めた。1950年9月と10月に公開口頭審査が開かれ11月9日、県教委は「処分適法」の判定書を送付し請求を斥けた。右旋回路線に転換した県教組はこの審査請求の運動を支援することがなかったという。審査請求が斥けられた後、被パージ者たちは裁判への提訴も検討したが、県教組の支援が得られず、また「占領下の日本では、裁判も同じ穴のむじなである。生活に苦しみながら法廷闘争を続けることはむずかしい」⁽³⁰⁾という判断からこれを断念した。審査請求中の10月23日、彼らは官吏分限令の規定により退職処分に付されていた。

パージされた19名は、情熱を注いできた教壇を追われ、教組の支援も受けられぬまま苦難の生活に投げだされた。そのうちの一人、村山ひで氏の場合、中学1年生を頭に5人の子どもの生活を女手一つで支えねばならなかった。この時の苦しさ、無念さを村山氏は次のように記している。

「昭和24年の冬を、こうした苦闘と不安の中でむかえる。あけて昭和25年に私はパージの仲間たちと本の行商をはじめた。リュックサックに新刊の教育書や学校の図書室むけの児童読みもの、図鑑、地図などをつめて東根市の近郷の学校をまわりはじめる。大勢の仲間がいる学校に、教師としてでなく、一人の行商人となって学校の門をくぐるのだ。……さすがに幾日も考え眠れなかった。……学校に近づくと、ピアノがきこえて来る。子どもたちの歓声がきこえてくる。私はこの声になつかしかった。その子どもたちのこえの中に私の青春があったし、愛があったのだ。よろこびがあった。かなしみがあったのだ。この教育実践の中に生甲斐があった。……今はあのやわらかい子どもたちの魂に飛びこむことも、やわらかい髪に手をふれることも、ピアノをたたくことも、歌うことも出来ない自分を発見する。……ああ私からこのピアノをたたく手を、子どもたちのやわらかい魂にふれるよろこびをうばったのは一体誰なのだ。あらためて怒りがこみあげる。

……生活そのものは厳しかった。どん底生活だったから……ゆきをバスにのり、帰りに、わずかでも本が売れてリュックがかかるくなれば、どんな遠くからでもバス代を節約して歩いて帰るようにした」⁽³¹⁾

パージされた者たちの多くは生活に窮乏しながらも不当首切り撤回の闘いを続けた。鈴木善治氏、村山ひで氏らは学校を廻り行商をしつつ不当首切り撤回の支援を訴え教育、教職員組合運動のあり方について語り合う努力を行った。審査請求が斥けられた後も彼らは討議を重ね「教育の崩壊に対する教員の闘争と我々の任務」と題する教育政策をつくり教員、組合に働きかけを続けた。

五. 山形大大野助教授のレッドページ

辞職勧告 1950年3月3日、大野敏英山形高等学校教授兼山形大学文理学部助教授（ドイツ語担当）は、小倉勉学長、北岡馨文理学部長兼山形高等学校校長から「①特定の政党に属して政治活動をしていることは学生に悪影響を及ぼす。②大野氏の政治的行為には法律に抵触すると認められる節がある」との理由で翌日までの期限付で辞職勧告を行われた。大野氏は、学生に悪影響を及ぼした事実も法律に抵触する行為も一切なかったとしてこれを拒否したが、学長、学部長は「特定の政党に所属していること自体が教員として不適格な理由となる」⁽³²⁾として再考を求めた。翌日、大野氏は再びこれを拒否した。小倉学長は「大野助教授は23年入党以来、学校内でも党活動を行っていたもので、己むを得ず罷免勧告をした。本問題は私が学長就任（1949年4月1日——引用者）以来引きついだもので、何んとか転身してもらいたかった」⁽³³⁾とその意向を語っている。

教授会、評議会決定 3月6日、北岡文理学部長は緊急教授会を招集し学長による辞職勧告承認を提案した。約6時間協議の結果、結論が出せないまま散会し、8日に再び協議することになった。7日、大野助教授は「私が入党してから生徒の訓育を怠ったり、党拡張のために生徒に働きかけたこともない。政党の支持は自由であり、これを弾圧するような勧告はとうてい承服出来ない」旨の談話を発表した。

8日に再開された教授会では、7時間にわたる論議の末「大野敏英氏が山形大学教官として特定の政党に所属し、その所信に向って活動することに対して、山形大学文理学部教授会は賛成出来ない」という提案で賛否の採決を行うこととなり、採決の結果、この提案は否決された。ところが、北岡学部長が再度これを強引にむしかえた為、「『賛成出来ない』ということは、これが直ちに辞職を意味するものではない、という学部長の補足説明」⁽³⁴⁾をうけ最初の案の後ろに「註、大野氏の自重を望む。但し、この決議は、同氏に対する脱党もしくは辞職の勧告を意味するものではない」⁽³⁵⁾という文章を加え再度採決を行うことになった。この折に北岡学部長は「あなた達自身のこともよく考えて投票して欲しい」という一言をつけ加えたといわれている⁽³⁶⁾。採決の結果1票差でこの提案が承認された。北岡学部長は「すかさず『発表の際は但し書は削除します。提案の趣旨からすればこれは従ですから——』」⁽³⁷⁾という理にもとる発言をした。

文理学部教授会決定をうけて9日に山形大学人事委員会、評議会が開かれいずれも小倉学長の措置を承認し、外部に対しては文理学部教授会決定の註以下の部分を削除して公表した。

学生自治会、職員組合の対応 文理学部自治会は、3月6日に辞職勧告反対の方針を決定し罷免反対の署名運動を開始する。3月8日には、文理、教育、工学、農学4学部合同の自治委員会を開き大学当局に事情説明会の開催を要望。3月10日の事情説明会で大学当局は「学生が辞職勧告の裏付けになる具体的データの提示を要求するや、殆んど挙げることがないばかりか、遂には『これ以上云うことが出来ないということ自体がデータであるではないか』とまで述べ」⁽³⁸⁾学生の不信をかった。翌日、約300名の学生は大野助教授の事情説明と所信表明を聞いた後、各学部毎に学生大会を開き4学部とも辞職勧告撤回を決議し大学当局に回答を求めることにした。その後、大学側と交渉を続けたがその説明を不満として3月26日の学生大会において、大野助教授の文理学部本官教員としての発令申請について3月30日までの期限付き回答を求め回答がない場合ストライキを執行することを決議した。しかし、その後の学生大会への参加者が少なく活動が停滞しストライキは不発に終わった。その一因に「大野助教授追放問題について自治会の役員をしているものは、C I C……よりその思想・人物・行動を調査されてブラックリストに載せられ、卒業後は公職につけな

い」という噂が流され⁽³⁹⁾ 心理的に動揺させられたということがあげられる。

一方、組合は「大学の職員組合中央委員会でも、大野助教授の辞職勧告をやむを得ないものとし、また18日の文理学部支部総会でも同中央委員会決定を票決の未多数で承認した」⁽⁴⁰⁾ という。

免職処分 3月29日、評議会は以下の免職にかかわる審査事由説明書を承認し、30日大野氏にこれを交付した。

「貴官は昭和23年12月27日特定の政党に入党以来その政党の拡大強化に志し、之に努力する覚悟を表明した上、政治的活動をして来たものと認める。以上の貴官の行為は教育基本法第8条に抵触するものである。従って貴官は国家公務員法第78条第3号に該当し大学教官として適格性を欠くものと認める。従って本学評議会は……教育公務員特例法第6条及び第5条第2項の規定によりここに審査事由説明書を交附する」

これをうけて文理学部教授会は30日「大野助教授の高等学校教授としての身分につき、山形高等学校の課程は25年3月31日限り廃止されるので、山形大学に籍がない限廃職に該当し免職となる」旨の審査事由説明書を決定し本人に交付した。

この処分に対し大野氏は、人事院規則第13条の規定にもとづき公開口頭審査を請求したが(4月25日)、大学側は審査を引き延ばし漸く9月6日の評議会で口頭審査のための準備委員会の設置を決定した。しかし、大野氏が10月6日、山形県教育委員に立候補のため辞表を提出したことにより審査会が開かれぬまま正式に退官が決定しこの問題にピリオドがうたれることになった。

〈註〉

- (1) 辞職勧告者数について当初は21名あるいは22名と報じられていたが、19名が正しい。県教委の最終リストは21名であったが、「山一高寺崎主税教官は1週間前辞表を提出していたほか病氣療養中の山三中管野竹男教官はリストにはのっていたが勧告の必要のないので行わなかった」(『読売新聞(山形版)』1949年10月23日)ため、実際の勧告者数は19名となった。
- (2) 『毎日新聞(山形版)』1949年10月19日。
- (3) 村山ひで『明けない夜はない』労働旬報社、1976年、124頁。
- (4) 『山形新聞』1949年10月23日。
- (5) 『山形新聞』1949年10月25日。
- (6) 県教組声明(『山形新聞』1949年10月24日)。
- (7) 『読売新聞(山形版)』1949年10月23日。
- (8) 『毎日新聞(山形版)』1949年10月20日。
- (9) 安部綱義「戦前・戦後の教育運動の底辺で」(『教育運動史研究』第13号、教育運動史研究会、1971年10月)178-179頁。
- (10) 山形県教組最上支部『最上郡教員組合運動史』。なお、今井宏『山形県戦後労働運動史』労働旬報社、1969年、182頁よりの重引。
- (11) 今井宏、前掲書、182頁。
- (12) 山形県教員組合東置賜地区支部『組合史』1956年、80頁。
- (13) 今井宏、前掲書、294-295頁。
- (14) 『荘内日報』1979年2月5日。
- (15) 山形県高等学校教職員組合『山形高教組20年のあゆみ』1968年、52頁。
- (16) 県教組声明書(6月28日)。
- (17) 山形県高教組、前掲書、56頁。
- (18) 同上、55頁。
- (19) 『山形新聞』1949年10月20日。

- (20) 山形県教育委員会『月報』第141号, 1968年11月. なお, 佐藤源治『占領下の山形県教育史』(占領下の山形県教育史出版協賛会, 1980年)407頁よりの重引.
- (21) 辞職勧告者は19名であったが, 最終リストは21名であった. 註(1)参照.
- (22) 山形県高教組, 前掲書, 62頁.
- (23) 『読売新聞(山形版)』1949年10月21日.
- (24) 今井宏, 前掲書, 420頁.
- (25) 鈴木善治「教員ページの嵐」(教職員レッドページ三十周年記念刊行会『三十余年の星霜を生きて』 あゆみ出版 1983年)414頁.
- (26) 村山ひで, 前掲書, 122-123頁.
- (27) 村山ひで『北方の灯とともに』麦書房, 1959年, 264-265頁.
- (28) 『山形県形組ニュース』第68号. なお, 今井宏, 前掲書, 435-436頁よりの重引.
- (29) 同上, 第87号. 同上, 603頁よりの重引.
- (30) 鈴木善治, 前掲書, 411頁.
- (31) 村山ひで『明けない夜はない』135-137頁.
- (32) 山形高等学校50年・山形大学文理学部20年記念誌『山形高等学校・山形大学文理学部五十年史』1970年, 199-200頁.
- (33) 『朝日新聞(山形版)』1950年3月7日.
- (34) 今井宏, 前掲書, 524-525頁.
- (35) 山形高等学校50年・山形大学文理学部20年記念誌, 前掲書, 200頁.
- (36) 同上.
- (37) 今井宏, 前掲書, 525頁.
- (38) 山形高等学校50年・山形大学文理学部20年記念誌, 前掲書, 201頁.
- (39) 同上, 203頁.
- (40) 『荘内日報』1979年2月5日.

(本学助教授・釧路分校)

補記 本論文作成にあたり懇切なる御教示をいただいた鈴木善治氏に末尾ながら謝意を表させていただきたい。
鈴木氏は, 教育委員会審査関係の資料を保存しておられ, これらをもとに山形県における教員レッド・ページの検討を計画しておられるとのことである. その成果に期待したい.